設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年11月13日受付分）

特定非営利活動法人災害と地域福祉の総合研究所

縦覧期間

令和８年11月13日（金）から
令和８年11月27日（金）まで

特定非営利活動法人 災害と地域福祉の総合研究所 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人災害と地域福祉の総合研究所という。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、事例研究及び被災地における救援活動等を通じ、災害福祉と地域福祉の架橋地点を探る事業を行うことにより、災害時をも見据えた地域福祉システムの構築と地域住民の福祉の向上及び安全で持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（５）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（６）災害救援活動
（７）地域安全活動
（８）人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（９）国際協力の活動
（１０）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（１１）子どもの健全育成を図る活動
（１２）情報化社会の発展を図る活動
（１３） 科学技術の振興を図る活動
（１４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）地域防災及び災害時要援護者支援と地域福祉の架橋に関する事例研究
（２）被災地における救援・協働活動にもとづく参与観察的調査研究
（３）災害福祉に関する研修会、講演会の開催
（４）被災地、先進地域等におけるスタディツアーの企画及び実施
（５）調査研究成果の情報発信及び出版事業
（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（会員の種類）

第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条 この法人に会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

２　代表理事は、前項の入会申込者が、第３条に定めるこの法人の目的に賛同し、第５条に定める事業に協力できる者と認めるときは、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

３ 代表理事は、第１項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）法令、この定款に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条 既納の会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条 この法人に次の役員を置く。

（１）理事　５人以上１５人以内
（２）監事　１人以上２人以内
２　理事のうち、２人以内を代表理事とする。

（選任等）
第１４条 理事及び監事は、総会において選任する。
２　代表理事は、理事の互選により定める。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１５条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
３　理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること
（２）この法人の財産の状況を監査すること
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１６条 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）
第１９条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（事務局及び職員）
第２０条 この法人に、事務局を置く。
２ 事務局には、必要に応じて、事務局長及びその他職員を置くことができる。
３ 事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。
４ 事務局の組織及びその運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第５章 総会
（種別）
第２１条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）
第２２条 総会は、正会員をもって構成する。
２ 賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第２３条 総会は、次の事項について議決する。
（１） 事業報告及び決算の承認
（２） 役員の選任及び解任
（３） 会費の額
（４） 会員の除名
（５） 定款の変更
（６） 合併
（７） 解散
（８） 解散した場合の残余財産の帰属
（９） その他理事会から付議された事項

（開催）

第２４条 通常総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３） 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２５条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２ 代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール等をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２６条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２７条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２８条 総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３ 前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２９条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３ 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第２項、次条第１項第２号、第４９条、第５０条第２項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時及び場所
（２） 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３） 議長の選任に関する事項
（４） 審議事項
（５） 議事の経過の概要及び議決の結果
（６） 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。
３ 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
（２） 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３） 総会の決議があったものとみなされた日
（４） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会
（構成）
第３１条 理事会は、理事をもって構成する。
２ 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第３２条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１） 事業計画及び活動予算並びにその変更
（２） 理事の職務及び役員の報酬
（３） 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（４） 総会に付議すべき事項
（５） 総会の議決した事項の執行に関する事項
（６） 事務局の組織及び運営に関する事項
（７） その他総会の議決を要しない業務の執行に関する必要な事項

（開催）
第３３条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 代表理事が必要と認めたとき。
（２） 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３） 第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
２ 理事会は、対面又はオンライン会議により開催する。

（招集）

第３４条 理事会は、代表理事が招集する。
２ 代表理事は、前条第１項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール等をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３５条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。なお、代表理事が欠席したときは、その理事会において出席理事のうちから選任する。

（定足数）
第３６条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第３７条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３８条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、第３６条、前条第２項及び次条第１項第３号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第３９条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時及び場所
（２） 理事の現在数
（３） 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電子メールによる表決者にあってはその旨を付記すること。）
（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要及び議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）
第４０条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１） 設立当初の財産目録に記載された資産
（２） 会費
（３） 寄付金品
（４） 資産から生じる収益
（５） 事業に伴う収益
（６） その他の収益

（資産の管理）
第４１条 この法人の資産は、 代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４２条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）
第４３条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（経費の支弁）
第４４条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第４５条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。
２ 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（暫定予算）
第４６条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。
２ 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（事業報告及び決算）
第４７条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事がこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、その事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。
２ 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち１０名以上の名簿を添えて、その事業年度終了後３ヶ月以内に、所轄庁あて提出しなければならない。

（収支差益の処分）
第４８条 この法人の決算に差益が生じた場合において、繰り越し差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的

（２）名称

（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

（５）社員の資格の得喪に関する事項

（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

（７）会議に関する事項

（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

（１０）定款の変更に関する事項

（解散）

第５０条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１） 総会の決議

（２） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３） 正会員の欠亡

（４） 合併

（５） 破産手続き開始の決定

（６） 所轄庁による設立の認証の取り消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４ この法人が解散（破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において理事の中から清算人を選任する。

（残余財産の帰属）

第５１条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに有する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５２条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第５３条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、 内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第１０章 雑則
（細則）
第５４条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則
１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２ この法人の設立当初の役員は、第１４条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
代表理事 藤井博志
代表理事 後藤至功
理　　事 阿部圭宏
理　　事 岩城和志
理　　事 内田大
理　　事 小南かおる
理　　事 竹本悠二
理　　事 堤洋三
理　　事 長尾雅子
監　　事 家髙将明
監　　事 荻田藍子
３ この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、就任後２事業年度が終了した後の通常総会が終了するまでとする。
４ この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４５条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５ この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０２７年3月３１日までとする。
６ この法人の設立当初の会費の額は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員　 3,000 円
　　賛助会員 5,000 円
　　賛助会員（団体） 20,000 円
入会金 正会員　　0 円
　　賛助会員　　0 円
　　賛助会員（団体） 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人　災害と地域福祉の総合研究所

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無
代表理事	藤井　博志（ふじい　ひろし）		無
代表理事	後藤　至功（ごとう　ゆきのり）		無
理事	阿部　圭宏（あべ　よしひろ）		無
理事	岩城　和志（いわき　かずし）		無
理事	内田　大（うちだ　だい）		無
理事	小南　かおる（こみなみ　かおる）		無
理事	竹本　悠二（たけもと　ゆうじ）		無
理事	堤　洋三（つつみ　ようぞう）		無
理事	長尾　雅子（ながお　まさこ）		無
監事	家髙　将明（いえたか　まさあき）		無
監事	荻田　藍子（おぎた　あいこ）		無

設立趣旨書

１．趣旨

災害は日常の延長線上にある。

これまで数多くの災害が日本を襲い、被災地では絶望を経験しながらも、それぞれの歩みで復興を遂げてきた。復興の歩みは、災害の規模、被害の大きさによって異なるが、その根底には、被災地域がこれまで積み重ねてきた日常からの地域実践が大きく影響していると実感する。

それは、消火訓練や救急救命講習といった災害そのものに対する備えの活動のみならず、四季折々の祭りや地域のサロン、各種団体による話し合い（協議）や、日ごろの地域における見守り合いといった取り組みにまで広がる。そして、こうした活動を通じて培われた地域のつながりや福祉へのまなざし、地域愛（ローカル・プライド）が深ければ深いほど、災害対応力が高まるといえる。

私たちは、これらの事象を実践的かつ科学的に研究し、日常と災害をつなぐ架橋視点を明らかにしたい。災害や防災・減災の取り組みからこれからの地域福祉のあり方を模索し、可視化、構造化する中で、被災者が織りなす主体形成の意義や、新たな地域と暮らし（自治）の創造的復興について提起していきたいと考えている。

本研究所では、主に次の活動・事業を実施する。

① 地域防災及び災害時要援護者支援と地域福祉の架橋に関する事例研究
② 被災地における救援・協働活動にもとづく参与観察的調査研究
③ 災害福祉に関する研修会、講演会の開催
④ 被災地、先進地域等におけるスタディツアーの企画及び実施
⑤ 調査研究成果の情報発信及び出版事業
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

これらの活動を継続的かつ発展的に実施していくためには、個々の研究者や実践者による一時的な活動にとどまらず、研究・実践の成果を蓄積し、多様な主体が継続的に参画・交流できる組織的な基盤が必要である。

特に、災害と地域福祉をめぐる課題は、研究者、福祉専門職、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、地域団体、NPO、住民等、一つの分野や組織だけでは捉えることが難しい。そのため、それぞれの立場から得られた知見や実践を持ち寄り、分野や地域を越えて共有・検討し、その成果を社会に還元していくための継続的な場が求められている。

そこで、私たちは本研究所を特定非営利活動法人として設立することとした。法人格を取得することで、研究・調査、研修・講演、スタディツアー、情報発信等の事業を継続的かつ安定的に実施するための組織基盤を整えるとともに、大学・研究機関、行政、社会福祉関係団体、地域団体、NPO 等との連携を広げ、多様な主体が参加する公益的な活動として展開していくことを目指す。

また、法人として活動することにより、被災地や地域で生まれた実践を研究・整理し、そこから得られた知見を研修・情報発信等を通じて広く社会に還元することが可能となる。個々の地域における経験を一地域、一時的な経験にとどめるのではなく、地域や分野を越えて共有し、次の実践につなげていくことを目指す。

将来的には、災害福祉に関する調査研究、人材育成、実践交流等を行う拠点として、地域や専門領域を越えたネットワークを形成し、平時から地域のつながりを育み、災害時にはそのつながりが活かされる地域づくりに寄与していきたい。

そして、災害を特別な出来事として捉えるのではなく、日常の地域福祉の延長線上に災害への備えを位置づけることで、災害から地域福祉を考え、地域福祉から災害への備えを考えるという循環を生み出していきたい。その中で、被災者や要援護者を一方的に「支援される側」として捉えるのではなく、地域を構成する一人の主体として捉え、当事者と住民の境をなくす福祉コミュニティの実現に向けて、広く議論を喚起していくことを本研究所の目的とする。

※ここで使用する「災害」とは、地震、風水害といった天災のみならず、生活阻害を招く雪害、大規模火災、感染症等のパンデミック、その他人災といった事象についても射程として捉えている。

※本研究所は、理事構成員の性格上、専門職による実践研究の場としての側面を有するが、本来は、災害を通して地域福祉のめざす「当事者と住民の境をなくす」福祉コミュニティの実現に向けて、専門職だけでなく広く社会に対して議論を提起し、実践につなげていくことを目的としている。

２．申請に至るまでの経過

令和６年１月　任意団体能登福祉救援ボランティアネットワーク立ち上げ
能登半島地震で被災した社会福祉事業所に対して、必要な物資の送付や外部支援者の派遣等の活動を開始。
令和８年４月　発起人会開催
令和８年９月　設立総会開催

令和８年９月 22 日
特定非営利活動法人　災害と地域福祉の総合研究所
設立代表者　　藤井博志
後藤至功

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人災害と地域福祉の総合研究所

１．基本方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNSやあらゆる媒介を介して本研究会の発足及び活動を周知する。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1)地域防災及び災害時要援護者支援と地域福祉の架橋に関する事例研究	事例研究会 ・地域防災及び災害時要援護者支援に関する先駆的事例等を取り上げ、地域福祉との架橋視点について検討できる研究会を設ける	2〜3月 （1回）	オンライン	社会福祉専門職等20人	0
(2)被災地における救援・協働活動にもとづく参与観察的調査研究	令和6年能登半島地震における調査研究 ・被災地支援を通して、被災現場で生じる地域福祉に関する課題の可視化、構造化について調査研究を実施する	年間	石川県・奥能登地方	社会福祉研究者等10名	0
	令和8年熊本地震における調査研究 ・被災地支援を通して、被災現場で生じる地域福祉に関する課題の可視化、構造化について調査研究を実施する	年間	熊本県八代市、氷川町等	社会福祉研究者等10名	0
(3)災害福祉に関する研修会、講演会の開催	※来年度開催に向けた協議を実施	年間	オンライン		0
(4)被災地、先進地域等におけるスタディツアーの企画及び実施	※来年度実施に向けた協議を実施	年間	オンライン		0

(5) 調査研究成果の情報発信及び出版事業	※来年度実施に向けた協議を実施	年間	オンライン		0
(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

３．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年３回

（２）事務局体制

事務局長：内田　大、　事務局スタッフ：竹本　悠二

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人災害と地域福祉の総合研究所

１．基本方針

・設立後、本格的な事業展開を図るスタート年度と位置付ける。事例研究会や被災地における救援及び調査研究活動を通して本法人の活動軸を確立していく。

・また本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、引き続き、SNSやあらゆる媒介を介して本研究会の発足及び活動を周知する。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 地域防災及び災害時要援護者支援と地域福祉の架橋に関する事例研究	事例研究会 ・地域防災及び災害時要援護者支援に関する先駆的事例等を取り上げ、地域福祉との架橋視点について検討できる研究会を設ける	6月・9月・12月（3回）	オンライン	社会福祉専門職等30人	30
(2) 被災地における救援・協働活動にもとづく参与観察的調査研究	令和6年能登半島地震における調査研究 ・被災地支援を通して、被災現場で生じる地域福祉に関する課題の可視化、構造化について調査研究を実施する	年間	石川県・奥能登地方	社会福祉研究者等10人	0
	令和8年熊本地震における調査研究 ・被災地支援を通して、被災現場で生じる地域福祉に関する課題の可視化、構造化について調査研究を実施する	年間	熊本県八代市、氷川町等	社会福祉研究者等10人	0
(3) 災害福祉に関する研修会、講演会の開催	災害と地域福祉研修会（仮） ・研究会の成果を共有する機会として災害福祉に関する研修会を開催する	2月	未定	地域福祉、災害福祉に関心のある市民、研究者 30人	30

(4)被災地、先進地域等におけるスタディツアーの企画及び実施	能登半島地震および熊本地震に関する現地視察（復興支援を含む）を通して被災地域の現状と課題について理解を深める	未定	石川県・奥能登地方 熊本県八代市、氷川町等	地域福祉、災害福祉に関心のある市民、研究者 20人	200
(5) 調査研究成果の情報発信及び出版事業	SNS及びYou Tube配信 ・主にFACEBOOKにて本法人のページを開設し情報を適宜発信する ・You Tubeについては、研究会にて検討された内容をわかりやすく紹介したり、実践的な取り組みについて紹介する予定	年間	オンライン	災害福祉、地域福祉に関心のある者500人	0
(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

３．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年３回

（２）事務局体制

事務局長：内田　大、　事務局スタッフ：竹本　悠二

特定非営利活動法人　災害と地域福祉の総合研究所
2026年度活動予算書
（設立の日から2027年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員（個人）受取会費	30,000		
賛助会員（団体）受取会費	20,000		
受取会費計		110,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	300,000		
受取寄付金計		300,000	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 調査研究事業	0		
(2) 研修・研究会事業	0		
(3) スタディツアー事業	0		
(4) 情報提供・出版事業	0		
事業収益計		0	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			410,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	10,000		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
燃料費	0		
賃貸料	0		
その他経費計	10,000		
事業費計		10,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	30,000		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	10,000		
租税公課	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			60,000
当期正味財産増減額			350,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			350,000

特定非営利活動法人　災害と地域福祉の総合研究所

2027年度活動予算書

（2027年4月1日から2028年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員（個人）受取会費	30,000		
賛助会員（団体）受取会費	20,000		
受取会費計		200,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	50,000		
受取寄付金計		50,000	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 調査研究事業	30,000		
(2) 研修・研究会事業	30,000		
(3) スタディツアー事業	200,000		
(4) 情報提供・出版事業	0		
事業収益計		260,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	100,000		
その他収益計		100,000	
経常収益計			610,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	90,000		
消耗品費	5,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	30,000		
会議費	0		
燃料費	40,000		
賃貸料	100,000		
その他経費計	275,000		
事業費計		275,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
旅費交通費	50,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	5,000		
租税公課	0		
その他経費計	75,000		
管理費計		75,000	
経常費用計			350,000
当期正味財産増減額			260,000
前期繰越正味財産額			350,000
次期繰越正味財産額			610,000